

八溝山周辺地域定住自立圏共生ビジョン懇談会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八溝山周辺地域定住自立圏共生ビジョン（以下「共生ビジョン」という。）の策定又は変更その他八溝山周辺地域定住自立圏の推進に関し、必要な検討を行うため、大田原市附属機関設置条例（平成25年条例第24号）第2条の規定に基づき設置された、八溝山周辺地域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 八溝山周辺地域定住自立圏 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総務省総行応第39号総務事務官通知。以下「要綱」という。）の規定に基づき、中心市宣言を行った大田原市並びに大田原市と連携の意思を有する那須塩原市、那須町、那珂川町、棚倉町、矢祭町、埴町及び大子町の圏域をいう。
- (2) 八溝山周辺地域定住自立圏共生ビジョン 要綱第6に規定する定住自立圏共生ビジョンをいう。

(所掌事務)

第3条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 共生ビジョンの策定又は変更に関すること。
- (2) その他八溝山周辺地域定住自立圏の推進に関すること。

(組織)

第4条 懇談会は、委員24人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 八溝山周辺地域定住自立圏形成に関する協定書に掲げられた政策分野の関係者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 懇談会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

(会議の招集)

2 この要綱の施行後初めて開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(最初に委嘱又は任命される委員の任期の特例)

3 この要綱の施行日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。